

台湾向け新潟県観光アンバサダー事業 プロポーザルに係る質問事項への回答

令和8年4月17日

新潟インバウンド推進協議会事務局
(新潟県観光文化スポーツ部国際観光推進課)

質問	回答
実施要領 8 企画提案書等の提出	
Q：見積書の内容に関して、仕様書に「新潟インバウンド推進協議会が1,500千円、佐渡市が1,500千円をそれぞれ契約し事業を実施すること。」とあるが、見積書の項目をそれぞれに分けて記載する必要があるか。また見積書の宛先は「新潟インバウンド推進協議会」となるか。	プロポーザル実施段階では、見積書の項目を分けて記載する必要はありません。なお、見積書の宛先は「新潟インバウンド推進協議会」としてください。
業務委託仕様書 6 委託業務の内容（1）マイクロインフルエンサーの募集・選定	
Q：ア マイクロインフルエンサーの選定人数10名以上とあるが、提案段階では候補を複数リストアップして受託後に選定することによいか。	業務委託仕様書6（1）イ及びウに記載のとおり、マイクロインフルエンサーは候補者からではなく、広く募集した上で選定してください。
業務委託仕様書 6 委託業務の内容（2）アンバサダーによるツアー・情報発信	
Q：キで定める報告書はどの程度の情報が必要か。各日程の訪問した場所と時間、支払った費用などがわかればよいか。	業務委託仕様書6（2）カ及びクに記載のとおり、情報発信内容や取材行程等を想定しています。
Q：クで定めるアンケートの実施に関して、設問数はどの程度を想定すればよいか。また、回答結果の提出はEXCEL形式など簡易なもので問題ないか。	アンケートの設問数について指定はいたしません。業務委託仕様書6（2）クに記載のとおり「取材行程や各スポットの満足度等が確認できる」設問数としてください。回答結果の提出形式については、プロポーザル実施段階での指定はございません。
業務委託仕様書 7 委託業務の内容（3）二次利用	
Q：二次利用の際は掲載媒体に撮影者のクレジット表記はしていただけるか。また掲載する媒体を事前に教えていただくことは可能か。	原則、利用に際してクレジット表記や連絡が不要な素材を想定しています。利用が困難と認められる場合は、業務委託仕様書7（3）に記載のとおり、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定します。
業務委託仕様書 8 効果測定の設定（1）アウトプット	
Q：イ ツアー回数 10回以上（アンバサダー1名につき原則1回）とあるが、複数のアンバサダーにグループでのツアーとして提供することは可能か。	業務委託仕様書6（1）ウに記載のとおり、ツアー行程は応募者自身で組んでいただくため、アンバサダー10名のツアー日程及び内容はすべて異なる想定です。